

3 文庁第 9 5 0 号
令和 3 年諮問第 8 0 号

文 化 審 議 会

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について

令和 3 年 8 月 1 6 日

文 部 科 学 大 臣 萩 生 田 光 一

(理由)

我が国の博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する多種多様な資料の収集・保管、展示・教育、調査研究という活動を通じて、今を生きる世代の様々な学びと文化芸術の振興に貢献するとともに、貴重な資料の価値を発見し、高め、後の世代へと受け継いでいくという社会的責任を果たしてきました。

このような博物館の基本的な使命の重要性は、これからも変わるものではありませんが、同時に、博物館に求められる役割に対する期待は、近年ますます拡大し、また、多様化・高度化しています。我が国のみならず、世界的な潮流として、文化観光の振興やまちづくり・地域振興、国際的な交流、社会的包摂、産業の振興、環境保護など、様々な社会的・地域的課題への貢献が求められています。

これからの博物館が、求められる役割を果たし、国民生活により身近で欠かせない存在となることで、その社会的価値に対する支援が充実し、更に新たな課題へと対応するための基盤となっていくという好循環を形成する必要があります。

博物館が、その基本的使命を確実に果たしながら、社会から新たに求められる役割を認識し、対応していくためには、その活動と経営を改善し、向上させ続けていくことが不可欠です。このような各館の努力を支援し、促進していくために、これからの博物館制度の在り方について、包括的な検討を行うことが必要と考えます。

他方で、戦後、全国に博物館を増加させるために制定された博物館法に基づく登録制度は、制定から約70年が経過し、実態との乖離が指摘されています。

具体的には、学芸員の配置の有無や年間の開館日数などの外形的な審査基準は、基礎的な博物館活動の基準を示すものではありませんが、事業内容と経営の質の向上にほとんど貢献できていないと考えられます。また、登録の対象を地方公共団体と一般社団・財団法人に限定していることで、国立（独立行政法人立）や地方独立行政法人立、民間企業立等の近年の博物館の設置者の多様化に対応できていません。

また、ひとつの館では対応しきれないような様々な課題に対しては、館種や設置者の枠を超えて複数の館が連携・協力することを促進していく必要があります。特に、分野ごとのナショナル・センターとしての国立の博物館については、その役割を明確化する必要があります。

以上のような問題意識の下、これからの時代に博物館に求められる役割を果たしていくため、その活動と経営の改善・向上を促進するという視点から、博物館登録制度の在り方を中心に、御審議をお願いいたします。